

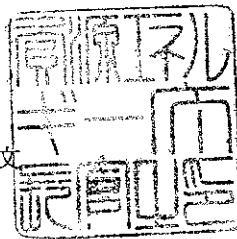
経済産業省

平成 19・06・25 資庁第 2 号

ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（
平成 17・03・04 資庁第 10 号）の一部を改正する通達を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

経済産業省資源エネルギー庁長官 望月 晴文



「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運
用について」の一部を改正する通達

ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（
平成 17・03・04 資庁第 10 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釋及び運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釋及び運用について（平成17・03・04 資料第10号）

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 「第二章 一般ガス事業、第一節 事業の許可」関係 (1)～(4) (略) (5) 法第九条関係</p> <p>法第九条第二項の規定中、「<u>変更</u>（前項に規定するものを除く。）をしたとき」とは、届出対象のガス工作物の変更のための工事等に着手したときとする。ただし、災害復旧等で一時的に移動式ガス発生設備の貸借を行う場合にあっては、当該貸借が終了したとき（複数の移動式ガス発生設備の貸借を行った場合にあっては、すべての貸借が終了したとき）としても差し支えない。</p> <p>3 (以下略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 「第二章 一般ガス事業、第一節 事業の許可」関係 (1)～(4) (略) (5) 法第九条関係</p> <p>法第九条第二項の規定中、「<u>変更</u>（前項に規定するものを除く。）をしたとき」とは、届出対象のガス工作物の変更のための工事等に着手したときとする。</p> <p>3 (以下略)</p>